愛知県建築物地震対策推進協議会だより 6

応急危険度判定士

JUDGEくん

発行／2004年　愛知県建築物地震対策推進協議会

備えあれば憂いなし
「あ、地震!」であわてないために
日頃の備えと情報を蓄える
判定士のコミュニケーション誌
『ジャッジ君』

CONTENTS

宮城県北部連続地震と応急危険度判定活動……②
判定模擬訓練・判定コーディネーター講習の実施……④
NEWS&INFORMATION……⑥
知っておくと役に立つ豆知識……⑧

宮城県北部連続地震と応急危険度判定活動

平成15年5月26日、東北地方を強い地震が襲った。
岩手、宮城両県で震度6弱、青森、山形各県で震度5強を観測。
そしてちょうどその2ヵ月後の7月26日、ふたたびこの地方が激震に揺れた。
震度6クラスが一日に3回と、市民に大きな不安と恐怖を与えた。
この連続地震では幸いなことに死者はでなかったものの、
全半壊の住宅は3,000棟以上に上った。
このときの応急危険度判定活動の記録から、
今後の判定活動に生かす教訓を探りたい。

■地震の概要

（本震：第2回目の地震）

発生日時	平成15年7月26日　午前7時13分
震　央	宮城県北部（北緯38.4度、東経141.2度）
震源深さ	約11.6km
規　模	マグニチュード6.2

■建物被害

住　宅	全壊	898棟	住宅以外	公共施設	19棟
	半壊	2,183棟		その他	1,707棟
	一部破損	7,000棟			

■応急危険度判定活動の概要

支援本部設置期間	平成15年7月27日~8月3日（8日間）
実施自治体	矢本町・鳴瀬町・河南町・鹿島台町・南郷町
支援派遣チーム	延べ344班（延べ743人）

■実施本部及び支援本部の設置

上記の5自治体に応急危険度判定実施本部が設置され、県は石巻西高等学校（矢本町）に支援本部を設置。本庁建築宅地課において現地支援本部のバックアップを行った。また、各町の担当者が判定コーディネーター的な役割を担い、各町実施本部との連絡調整及び判定士の現地判定拠点への案内等を行った。

■判定結果

	木　造	S　造	RC造等	計
危　険	1,174	37	49	1,260
要注意	2,117	46	18	2,181
調査済	3,498	235	71	3,804
計	6,789	318	138	7,245

愛知県から応急危険度判定に駆けつけ活動に携わった判定士の声を紹介します。

愛知県建設部建築指導課
技師 石原　徳夫さん

8月2日、3日と判定活動最後の2日間（地震発生7、8日後）に、南郷町、矢本町で活動に従事しました。初めての実地体験を通して、円滑な判定活動実施のためには、判定士、判定実施本部（各市町村）、判定支援本部（県）の各主体の連携が特に重要であることを実感しました。気づいたポイントを挙げてみます。

どのエリアにどれだけの判定士を投入するか

（判定実施本部）

優先度の高いエリアから順に判定士の投入を行っており、町全域の地図に1日ごとの判定エリアが優先度順に番号を振られていました。河川沿いや山裾の軟弱地盤に地震被害が集中しており一連の連番となっている状況でした。南郷町では既に判定業務も最終段階だったため、今までの判定エリアの中で判定できなかった所をつぶしていく判定活動でした。限られた判定士の投入に当たっては、どこのエリアを判定するかという設定は特に重要だと感じました。

判定街区マップと判定調査票の整合

（判定士）

判定士は、判定業務終了後、個々の建物の判定調査票と与えられた判定街区マップにそれぞれ整理番号を記入して本部に結果の報告を行います。後の問い合わせには、それぞれの整理番号をもとに対応するため、地図と調査票への番号付けは重要であり、また今回、敷地内の別棟の建物では住宅地図への建物の輪郭の記入、棟番の記入の指示もありました。

CLOSE UP

宮城県北部連続地震の応急危険度判定活動における問題点と課題

宮城県土木部建築宅地課の応急危険度判定活動記録から、問題点と課題を洗い出し、
判定活動のあり方を考えます。

1 判定活動についての市町村の理解

県協議会等を通じて周知が必要。

判定活動の実施主体はあくまでも市町村であり、県はそれを支援するに過ぎない。判定実施の判断は第一義的に市町村が行うものであるが、現在のところ応急危険度判定活動自体についての市町村の理解が必ずしも十分ではない。

2 判定業務についての住民の理解

応急危険度判定活動の存在と
判定の意味について、
県協議会等を通じて啓発活動を行う。

応急危険度判定活動自体について、市町村が熟知していない以上に住民はその存在自体知らないことが多く、現場で判定士が判定活動をしていても、何をやっているかが住民に理解されていない。また、「危険」と判断された場合、それがたとえ応急的な意味合いでの危険の判断だったとしても、永久的な使用不能と誤解されることも少なくない。

3 判定士の移動手段

主力となる県外からの判定士の
協力を有効に活用するため、
判定士の移動手段をどう確保するかを
あらかじめ考えておく。

県外から参集した判定士は、支援本部まで列車と徒歩で参集する者が多く、支援本部から各判定拠点への移動、各判定拠点から各判定対象建築物への移動及び対象建築物間の移動の手段を確保する必要に迫られた。当初、町側でも自動車等を提供する余地がなく、当初のチーム編成を変更して自動車で案内し、判定拠点の近辺の建築物だけ判定してもらう等の対応を取らざるを得なかった。

4 現地支援本部の場所の確保

地震の際、現地支援本部の設置場所を
市町村単位であらかじめ考えておく。

地震発生が夏休み中であったため、被災地に近い高等学校の校舎を現地支援本部として使用できたが、現地支援本部をどこに置くかによって被災地へのアクセスが決まるので、判定活動の能率を左右する極めて重要な問題である。

5 県内ボランティアの活動

判定士への協力要請の際には、
判定士の在住地域、
在勤地を考慮した効果的な
協力要請が必要。

被災地元の判定士有資格者が自家の復旧等に忙殺されることが考えられるため、他地区の判定士に期待するところが大きい。

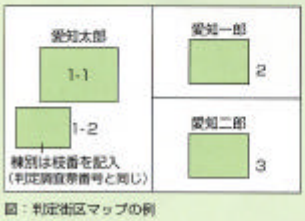

図：判定街区マップの例

判定士の活動心得三箇条

一　無理に危険な場所に近づかない。

二　腕章を身につけ判定士として識別できるようにする。

三　被災地の住民には誠意を持って、判定には自信を持って対応する。

実践に向けて、的確、迅速な判定力を養うために

判定模擬訓練・判定コーディネーター講習の実施

尾張西・海部地域で応急危険度判定模擬訓練に取り組みました。

阪神淡路大震災（平成7年）、鳥取県西部地震（平成12年）、宮城県北部連続地震（平成15年）など国内の大規模地震において、応急危険度判定活動は災害応急対策として着実に実施されてきています。

いざという時に備えて、的確、迅速な判定活動ができるように、毎年、地域を定めて行っている判定模擬訓練。昨年11月で6回目となり、これまで延べ903名の判定士が参加し、訓練を積み重ねています。

ー実施日時ー

平成15年11月13日（木）午後1時～4時30分

ー参集会場ー

一宮消防本部（一宮市緑1丁目1－10）

ー判定建物ー

県営花紙住宅A棟（RC造4階建て、解体予定建物）
仮設建物（被災した木造住宅を想定）

ー判定参加者ー

111名

ー訓練内容ー

各判定士2名1組となり、下げ振りを用いて対象建築物の傾斜の測定を行ったり、外壁、基礎の被害や落下危険物などの外観調査を行った。その状況を所定の調査票に記入し、周囲に総合的な危険度を知らせるため判定ステッカー（調査済・要注意・危険）の貼付を行った。

ー講評ー

東海地震や東南海地震について、ここにいらっしゃる皆さんが近い将来に地震に遭遇し、判定業務に従事することは確実なことと考えられます。そういったことを日頃の設計業務においても念頭に置いておく必要があります。今回の判定訓練はいいきっかけになるかと思います。

仮設建物判定風景

RC建物判定風景

受付状況

REPORT

模擬訓練に参加して

小島　英二（一宮市建築指導課）

平成15年11月13日（木）、一宮市消防本部において、被災した木造住宅を想定した仮設建物と、近隣のRC造3階建て県営花紙（はなぎ）住宅A棟を対象建物とした、応急危険度判定模擬訓練に参加した。

まず担当職員から訓練の概要の説明があり、続いて判定模擬訓練に移った。判定士2名で1組となり、仮設建物では、下げ振りを用いて建物の傾斜の測定を行ったり、外壁・窓ガラスの被害や落下危険物などの外観調査を行い、次に県営花紙住宅の外壁クラック調査を行った。

調査を実際に行って、下げ振りの使い方、クラックスケールの測り方等の機器の使い方がよく分かったこと、仮設建物ではあったが窓、外装材の破損・倒壊ぐあいが体験できたことは良かったと思う。

要望事項として、最初の説明がテキストによる説明だけでは理解しにくいので、写真パネル等があるとよい。また判定結果についても、現地で部位を示しながらの説明があれば、もっと良く理解できたと思う。

初めての模擬訓練であったためか、判定士間で調査結果にバラツキがあると思われた。今後も機会あることに模擬訓練に参加して、研鑽を積み重ねて判定結果を適正に出せるようにしていきたい。

判定コーディネーター（市町村職員）の知識と技術の向上をめざして 机上模擬訓練を行いました。

大地震発生後、速やかに応急的に判定活動を行うことが大切です。そのためには判定コーディネーターとして判定実施計画の作成や判定士の参集要請、判定士の受け入れ・支援など各市町村判定担当課が担う役割は重要です。

2004年2月、名古屋、岡崎、豊橋の県内3会場で、判定士の指揮、監督を行う机上模擬訓練を開催。コーディネーターとして必要な知識の習得と技術の向上をめざし訓練に取り組みました。

班別の判定実施計画づくり

計画の発表風景（上・下）

REPORT

応急危険度判定コーディネータ講習会に参加して

石川　典枝（知立市土木建築課）

訓練は、東南海地震被災後を想定し、実施本部の設置、実施計画の策定、不足する判定士、資機材の応援要請を行なうというものでした。

訓練は1日かけて行なわれましたが、資料が整えられているのに時間が不足し、実際に被災したとき膨大な仕事量が必要であることを確認しました。

訓練を通じ、震災の時に冷静に対応するため、情報収集の組織作り、資機材の備え、初めて会う人々との共同作業という状況の中で判定士の人々が動きやすい環境作りなどが、平時点の準備として重要な点だと感じました。

受講された人の中に阪神淡路大震災の時に判定活動された人がおり、多数の判定士が県外から集まり活動をしたと伺いました。その経験談より活動は広域的に考える必要があることや、助け合うことの大切さを思いました。

今一度、自分の置かれた立場を認識し、私たちの果たすべき使命を遂行し、今できる限りの備えを高めたいと思います。

どうなってるの？

応急危険度判定活動における補償

応急危険度判定は、余震等の二次災害を未然に防ぐことを目的としていることから、その活動は常に危険を伴います。

愛知県建築物地震対策推進協議会では、民間の応急危険度判定士等が、応急危険度判定の訓練活動もしくは判定活動により死亡し、負傷し、もしくは傷害を負った場合の補償制度を実施しています。

この補償制度が適用となる活動の範囲は、応急危険度判定の訓練活動もしくは判定活動となります。また、補償制度が適用となる活動の期間は、民間判定士等が自宅又は職場に復帰するまでの間としています。ただし、宿泊のため宿泊施設に入ってから行事参加のため宿泊施設を出るまでの間は除かれます。

■補償制度の内容

対　象	判定活動時に公務災害の対象とならない判定士
補償額	死亡：2,000万円　入院：5,000円／人・日 通院：3,000円／人・日 施設補償額：1億円／1件（対人、対物）

NEWS & INF

刈谷市応急危険度判定士が県・刈谷市総合防災訓練に参加

平成15年8月31日(日)に、愛知県と刈谷市との総合防災訓練が刈谷市において開催されました。この訓練には、刈谷市の応急危険度判定士6名が参加し、震後の応急対策の一環としての応急危険度判定活動を市民にPRしました。

連絡訓練の連絡率、約71%

平成15年1月16日(金)に、応急危険度判定に関する電話連絡訓練を行いました。これは、各市町村の判定担当課より、現在整備しているツリー状の電話連絡網に従って、そこに居住されている判定士の方々に参集要請の連絡を行ったものです。平均連絡率は約71%でした。

愛知県の応急危険度判定士登録者は、7,543人になりました。

今年度は判定士講習会を6回開催し、新規に判定士として登録された方828名と平成10年度に受講され今回更新された方649名で計1,477名の方に新たに登録をいただき県内判定士は7,543名になりました。

県では、平成18年度末を目途に1万名の登録を予定しているため、他の建築士さんでまだ未登録の方々にも登録の呼びかけをしていただきますようお願いします。

未登録の方に登録の呼びかけを!!

平成11年度登録者の方々更新講習の受講が必要です。

平成11年度の判定士講習会を受講し登録をされた方々は来年度更新となります。来年度の判定士講習会を受講していただき、更新登録申請していただく必要があります。

なお、対象者には別途ご案内する予定です。

(参考　更新対象者＝平成年度登録者
『登録番号11A－○○○○』)

ジャッジくんQ&A

Q 判定士が県外転出したとき、どうしたらいいですか?

A 転入した県で認定申請を行えば、講習会の受講を要せずに判定士資格を取得することができます。
ただし、県によっては認定条件が異なる場合があるので、事前に県の担当課にお尋ねください。

Q 他の地域へ応援に行く場合、判定活動中の食事や宿泊場所は確保されていますか?

A 原則として、判定実施主体である自治体が用意します。ただし、用意された施設以外で宿泊した場合や、用意された食事以外の食事を摂った場合は、原則として民間判定士等の負担となります。

Q 他の都道府県の判定活動に自主的に参加できますか?

A 判定士は原則として、実施本部(市町村)又は支援本部(都道府県)の派遣要請に基づいて判定活動を行います。
他の都道府県での判定活動を希望する方は事前に登録を受けた都道府県の指示に従ってください。

ORMATION

模擬訓練のお知らせ

平成16年度は、尾張東地域で開催を予定しています。対象市町村内の判定士の皆さんには、別途訓練のご案内をします。

平成15年度記念講演会が開催されました。

平成15年5月21日に愛知県建築物地震対策推進協議会の総会が開催されました。総会終了後、兵庫県県土整備部まちづくり局建築指導課の田村俊郎さんによる「阪神・淡路大震災とその後の兵庫県建築行政の取組み」についての講演が行われました。

協議会のホームページを開設

平成15年12月に当協議会のホームページをオープンしました。

URLはhttp://www.aichi-jishin.jp/です。

また、判定士専用ページから、判定士の登録事項に関する変更届の提出ができますのでご活用ください。アクセスのためのID及びパスワードは以下のとおりです。

ID:a-jishin　パスワード:judge

判定士になったつもりで区分をしてください。

クイズでJUDGE!

問1

下記写真の建築物の不同沈下についての被災度は？

Aランク？

Bランク？

Cランク？

問2

下記写真の落下物についての被災度は？

Aランク？

Bランク？

Cランク？

問3

下記写真の鉄筋コンクリート造の柱の被害についての損傷度は？

損傷度Ⅲ？

損傷度Ⅳ？

損傷度Ⅴ？

知っておくと役に立つ豆知識

阪神淡路大震災の直撃を受け被災者となった経験から、防災と復興への提言を行っている食育・料理研究家の坂本廣子さん。「真の復興とは日々何気なく食べていたものが普通に食べられるようになること」と言う坂本さんが、地震への備えを生活者のまなざしで語られた講演会（H16年3月19日／名古屋市主催）から、今すぐ役立つ豆知識をピックアップしました。

- 坂本さんの家ではほぼ2ヵ月、水が出ない状態が続き、給水車から水を運んでこなければいけませんでした。しみじみわかったのが「水は重い!」ということ。そこで便利だったのは、2リットルのペットボトル。子どもも持ち運べるし、小分けにしておけば料理にも使いやすい。たくさん入るからといって20リットル入りのポリタンクはしんどいので、男性でも10リットル2つの方が運びやすい。
- 大小のポリ袋は切らさず準備しておくととっても便利。ダンボールに大きなポリ袋を入れればバケツがわりになるし、小さいものなら料理のときボールがわりにして材料を混ぜたりできます。料理道具を洗う水の節約になります。
- 缶詰は賞味期限切れになりがち。日常の料理に缶詰、乾物を上手に使って、新鮮なものをストックしておくようにしましょう。
- 死なずに生きのびることが第一。救助道具は家の中ではなく、マンションのメーターボックス、物置、車の中などに用意しておきましょう。バール、かなづち、のこぎり、ジャッキが役に立ちます。ペットボトルの水を数本車にも入れておくと便利です。
- 伝言ダイヤルなど安否確認ルートを家族間で徹底しておきましょう。
- 避難する場合、忘れてはならないのが漏電を防ぐために電気のブレーカーを落としていくこと。避難先を書いてドアに貼ることも忘れずに。

●クイズの答え
問1／不同沈下によって屋根・小屋組がかなり損傷を受けており、Cランクとなります。調査表中の「構造躯体の不同沈下」とは、地盤の沈下や構造骨組みの部分的あるいは全体的な損傷によって、屋根、小屋、土台等が上下方向に一様でない変形をしている状況をいいます。
問2／屋根瓦が傘を差した人の頭上に今にも落下しそうな危険な状態にあり、Cランクとなります。
問3／柱の鉄筋が曲がり、内部のコンクリートも崩れ落ち、高さ方向に変形が生じていることから、損傷度Vとなります。なお、損傷度Vの柱が10%を超えた場合には、建築物の被災度はCランクとなります。

Let's Fight!!

編集後記

今年度は、協議会ホームページを開設しました。応急危険度判定に加え、建築物の地震対策についても情報提供を行なっています。折に触れアクセスしてもらえれば幸いです。

「ご意見、ご感想などお寄せください。」

愛知県建築物地震対策推進協議会
＜事務局＞
〒460-0008名古屋市中区栄4丁目3番26号
（財）愛知県建築住宅センター内
TEL 052-264-4051
FAX 052-264-4043